

福岡県医発第 2471 号 (地)
平成 26 年 1 月 17 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

労災レセプト電算処理システムの全国稼働の実施について

労災レセプト電算処理システムにつきましては、平成 25 年 10 月 28 日付け福岡県医発第 1827 号 (地) においてお知らせしておりました通り、希望する労災保険指定医療機関等が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により労働局に提出し、労働局において、受付、審査及び請求支払業務を行い、労災保険指定医療機関等が労災診療費を受け取る仕組みとなっており、平成 25 年 9 月 30 日より群馬労働局、東京労働局及び神奈川労働局において、試験稼働が実施されておりました。

今般、その結果を踏まえて、平成 26 年 1 月 14 日 (平成 26 年 2 月請求分) より全国稼働実施となる旨、厚生労働省労働基準局労災補償部長より、日本医師会を通して別紙のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、現在使用している健康保険のオンライン請求のためのレセプトコンピュータを労災レセプト対応に改修することで、平成 26 年 1 月の診療分 (平成 26 年 2 月請求分) より請求が可能となり、労災診療費請求内訳書 1 件につき労災電子化加算 (3 点) の算定が可能となります。(詳細につきましては添付資料 2 のリーフレットをご覧ください。)

なお、今回の全国稼働の実施は、あくまでも当該システムの参加を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加頂くものであり、当該システムへの参加の義務はありません。

また、本システムに参加するにあたり、システム改修費用が医療機関の自己負担となる場合がありますので、参加を希望される場合は、ご使用のレセプトコンピュータのメーカー (ベンダー) にご相談頂きますよう併せてお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡労働局より、添付資料 2 のリーフレットを医療機関への支払通知書に同封し、随時通知がなされることとなっておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
藤 川 謙二

労災レセプト電算処理システムの全国稼働の実施について

労災レセプト電算処理システムにつきましては、希望する労災指定医療機関が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により都道府県労働局に提出し、都道府県労働局において、受付、審査及び請求支払い業務を行い、労災指定医療機関が労働者災害補償保険診療費（労災診療費）を受け取る仕組みとなっております。

本年9月30日より3労働局（群馬労働局、東京労働局、神奈川労働局）において、試験稼働が実施され、その結果を踏まえて、平成26年1月14日（平成26年2月請求分）より全国稼働実施となる旨、厚生労働省労働基準局労災補償部長より、【添付資料1】のとおり通知されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、現在使用している健康保険のオンライン請求のためのレセプトコンピューターを労災レセプト対応に改修することで、平成26年1月の診療分（平成26年2月請求分）より請求が可能となり、労災診療費請求内訳書1件につき労災電子化加算（3点）の算定が可能となります。詳細につきましては【添付資料2】のリーフレットをご覧ください。（当該リーフレットは、都道府県労働局より、1月中旬より随時労災指定医療機関へ配布予定）

なお、今回の全国稼働の実施は、あくまでも当該システムの参加を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加いただくものであり、当該システムへの参加の義務はありません。

また、本システムに参加するにあたり、システム改修費用が医療機関の自己負担となる場合がありますので、参加を希望される場合は、ご使用のレセプトコンピューターのメーカー（ベンダー）にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本件に関しまして、労働局より、貴医師会へご連絡することとなっておりますので、その際にはよろしく御取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

[添付資料]

1. 労災レセプト電算処理システムの全国稼働の実施について
（平 25.12.25 基発 1225 号第 1 号 厚生労働省労働基準局労災補償部長）
2. 労災レセプトのオンライン請求ができるようになります（リーフレット）

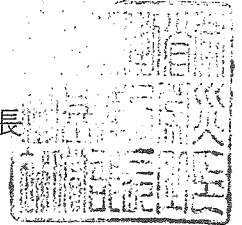
基労発1225第1号

平成25年12月25日

公益社団法人 日本医師会

常任理事 藤 川 謙 二 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長



労災レセプト電算処理システムの全国稼働の実施について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムにつきましては、貴会の御協力を得て、群馬労働局、東京労働局及び神奈川労働局管内で試験稼働を実施し、円滑な運用が確認できたところです。この試験稼働の結果を踏まえ、このたび、平成26年1月14日（平成26年2月請求分）より全国稼働を実施することとなりました。

つきましては、労災レセプト電算処理システムの全国稼働につき、都道府県医師会への周知について特段の御配意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン請求ができるようになります

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、平成26年2月請求分から、オンライン・電子媒体でできるようになります。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

レセプト1枚当たり、3点の労災電子化加算がされます。
（平成28年3月診療分までの予定です）
（薬剤費レセプトは対象となりません）



オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。

労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム



検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日(毎月)	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)